

（契約書別紙）短期入所介護・介護予防短期入所生活介護重要事項説明書

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 042-327-2225 （午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分まで）

担当 生活相談員

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. にしき苑の概要

（1）サービスの提供場所

施設名称	社会福祉法人 普門会 にしき苑・設立 1992 年 6 月（短期） にしき苑・設立 2006 年 4 月（予防）		
所在地	東京都国分寺市東恋ヶ窪二丁目 22 番地 38		
介護保険指定番号	併設型短期入所生活介護 （東京都 1758 号） 併設型介護予防短期入所生活介護 （東京都 1116 号）		
第三者評価の実施の有無	有・無	実施した直近の年月日	年 月 日
実施した評価機関の名称			
評価結果の開示状況	有・無		

（2）ご利用期間：サービス計画に基づく

（3）ご利用可能設備等：居室定員 5 名

居室 1 人室 3 室、2 人室 1 室（一人あたりの最小面積 19.84）

食堂兼談話室

機能訓練室

医務室

浴室（普通浴槽・特殊浴槽）

（4）職員体制（指定介護老人福祉施設の職員体制）

施設長	常勤	1 名
介護支援専門員	常勤	2 名
生活相談員	常勤	2 名
医師	非常勤	2 名
看護職員	常勤	7 名、非常勤 1 名
介護職員	常勤	24 名、非常勤 15 名
管理栄養士	常勤	1 名
機能訓練指導員	常勤	1 名
事務員	常勤	3 名

* 人員配置 I 型（利用者数に対する介護・看護職員数の比率が常勤職員換算で 3 対 1 以上）

* 機能訓練指導員を配置します。

3. 医師の意見書

初回サービス利用時には、ご利用される方の健康状態を把握し適切な援助を行うため、かかりつけ医師の介護認定に係る意見書をご提出いただきます。

4. 利用料

お支払いいただく料金の単価は下記のとおりです。

(1) 基本単位 (併設型短期入所生活介護費・併設型介護予防短期入所生活介護費)
 〈多床室〉

要介護 1 : 603 単位・要介護 2 : 672 単位・要介護 3 : 745 単位・要介護 4 : 815 単位
 要介護 5 : 884 単位・要支援 1 : 451 単位・要支援 2 : 561 単位

* (併設多床室の場合) 1 日あたりの利用料金 ①1 割負担 ②2 割負担 ③3 割負担

	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1. 要介護度別 サービス利用料金	7,949 円	8,793 円	9,692 円	10,559 円	11,403 円
2・内、介護保険から 給付される金額	①7,154 円 ②6,359 円 ③5,564 円	①7,913 円 ②7,034 円 ③6,155 円	①8,722 円 ②7,753 円 ③6,784 円	①9,503 円 ②8,447 円 ③7,391 円	①10,262 円 ②9,122 円 ③7,982 円
3. サービス利用に係る 自己負担額 (1-2)	①795 円 ②1,590 円 ③2,385 円	①880 円 ②1,759 円 ③2,638 円	①970 円 ②1,939 円 ③2,908 円	①1,056 円 ②2,112 円 ③3,168 円	①1,141 円 ②2,281 円 ③3,421 円
4. 滞在費 第 1 段階	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
第 2 段階	430 円	430 円	430 円	430 円	430 円
第 3 段階①	430 円	430 円	430 円	430 円	430 円
第 3 段階②	430 円	430 円	430 円	430 円	430 円
第 4 段階	915 円	915 円	915 円	915 円	915 円
5. 食 費 第 1 段階	300 円	300 円	300 円	300 円	300 円
第 2 段階	600 円	600 円	600 円	600 円	600 円
第 3 段階①	1,000 円	1,000 円	1,000 円	1,000 円	1,000 円
第 3 段階②	1,300 円	1,300 円	1,300 円	1,300 円	1,300 円
第 4 段階	1,745 円	1,745 円	1,745 円	1,745 円	1,745 円
6. 自己負担合計 (3+4+5) 第 1 段階	①1,095 円 ②1,890 円 ③2,685 円	①1,180 円 ②2,059 円 ③2,938 円	①1,270 円 ②2,239 円 ③3,208 円	①1,356 円 ②2,412 円 ③3,468 円	①1,441 円 ②2,581 円 ③3,721 円
第 2 段階	①1,825 円 ②2,620 円 ③3,415 円	①1,910 円 ②2,789 円 ③3,668 円	①2,000 円 ②2,969 円 ③3,938 円	①2,086 円 ②3,142 円 ③4,198 円	①2,171 円 ②3,311 円 ③4,451 円
第 3 段階①	①2,225 円 ②3,020 円 ③3,815 円	①2,310 円 ②3,189 円 ③4,068 円	①2,400 円 ②3,369 円 ③4,338 円	①2,486 円 ②3,542 円 ③4,598 円	①2,571 円 ②3,711 円 ③4,851 円
第 3 段階②	①2,525 円 ②3,320 円 ③4,115 円	①2,610 円 ②3,489 円 ③4,368 円	①2,700 円 ②3,669 円 ③4,638 円	①2,786 円 ②3,842 円 ③4,898 円	①2,871 円 ②4,011 円 ③5,151 円
第 4 段階	①3,455 円 ②4,250 円 ③5,045 円	①3,540 円 ②4,419 円 ③5,298 円	①3,630 円 ②4,599 円 ③5,568 円	①3,716 円 ②4,772 円 ③5,828 円	①3,801 円 ②4,941 円 ③6,081 円

* (併設型介護予防の場合) 1 日あたりの利用料金 ①1 割負担 ②2 割負担 ③3 割負担

	要支援 1	要支援 2
1. 要介護度別 サービス利用料金	5,772 円	7,126 円
2・内、介護保険から 給付される金額	①5,194 円 ②4,617 円 ③4,040 円	①6,413 円 ②5,700 円 ③4,988 円

3. サービス利用に係る 自己負担額（1-2）	①578 円 ②1,155 円 ③1,732 円	①713 円 ②1,426 円 ③2,138 円
4. 滞在費 第1段階	0 円	0 円
第2段階	430 円	430 円
第3段階①	430 円	430 円
第3段階②	430 円	430 円
第4段階	915 円	915 円
5. 食費 第1段階	300 円	300 円
第2段階	600 円	600 円
第3段階①	1,000 円	1,000 円
第3段階②	1,300 円	1,300 円
第4段階	1,745 円	1,745 円
6. 自己負担合計 (3+4+5) 第1段階	①878 円 ②1,455 円 ③2,032 円	①1,013 円 ②1,726 円 ③2,438 円
第2段階	①1,608 円 ②2,185 円 ③2,762 円	①1,743 円 ②2,456 円 ③3,168 円
第3段階①	①2,008 円 ②2,585 円 ③3,162 円	①2,143 円 ②2,856 円 ③3,568 円
第3段階②	①2,308 円 ②2,885 円 ③3,462 円	①2,443 円 ②3,156 円 ③3,868 円
第4段階	①3,238 円 ②3,815 円 ③4,392 円	①3,373 円 ②4,086 円 ③4,798 円

◎基本加算 43 単位（多床室）・基本加算 18 単位（介護予防）

※（基本加算内訳）

※看護体制加算（Ⅰ） 4 単位（介護予防は除く）

※看護体制加算（Ⅱ） 8 単位（介護予防は除く）

※夜勤職員配置加算Ⅰ 13 単位（介護予防は除く）

※機能訓練体制加算Ⅰ 12 単位

※サービス提供体制強化加算Ⅲ 6 単位

※療養食加算 8 単位 1 回 9 円（対象者のみ）

※介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）所定単位数に（13.6%）を乗じた単位数で算定

尚、介護保険は単位制となっており国分寺市地区は 1 単位 10.83 単位で、月末締めとなっています。正確な計算をしたときに数円の誤差が出る事があります。

※送迎代：片道 184 単位 1 回 200 円 1 割・400 円 2 割・600 円 3 割

（2）日常生活費：実費負担

（3）理・美容費：1 回 2,500 円

（4）その他の料金：特別食・行事参加費は別途料金がかかります。

5. サービス内容

(1) (介護予防) 短期入所生活介護計画の作成

利用者について解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で、サービス計画を作成します。

- (2) 食事 朝食 07:30～08:30 昼食 12:00～13:00
夕食 18:00～19:00

- (3) 入浴 原則として、週に2回入浴していただけます。ただし、発熱等病状に応じ、入浴を控えて清拭等となる場合があります。

- (4) 介護 サービス計画に沿って、必要に応じ下記の介護を行います。

食事介助、入浴介助、排泄介助、おむつ交換、着替え介助、口腔ケア、移動介助、移乗介助、体位交換、シーツ交換等

- (5) 体操等、集団で行う生活リハビリには、随時ご参加いただけます。

- (6) レクリエーション 季節ごとの行事や、書道、手工芸、音楽などのクラブ活動にご参加いただけます。詳しくは月間予定表をご覧ください。

- (7) 健康管理 サービス利用中の健康管理のための援助を担当職員により行います。

- (8) 生活相談 施設での生活上の様々なご相談をはじめとして、地域の社会資源や利用できるサービスのご紹介等についてご相談に応じさせていただきます。

- (9) 理容・美容サービス 月2回各々のサービスを実施しております。
料金は直接業者にお支払い下さい。

- (10) 訪問歯科 診療費等は直接医師にお支払いください。

6. サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

まず、担当の介護支援専門員(ケア・マネージャー)へお申し込みください。介護支援専門員が申し込みの手続きを代行します。利用に当たって担当者が面接に伺い、利用可能になった時、契約を締結いたします。

(2) サービス利用契約の終了

ご利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。

(3) サービス利用契約の自動終了

以下の場合には双方の通知がなくても自動的に契約は終了とみなします。

- ・ご利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ご利用者がお亡くなりになった場合
- ・介護保険給付でサービスを受けているご利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

(4) 介短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護ご利用の中止

○利用開始予定日以前の中止

入所前にお客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

- ・ご利用日の前営業日 3 日前以前にご連絡戴いた場合 : 無料
- ・ご利用日の前日午後 5 時までにご連絡戴いた場合 : 600 円 (食材料費相当分)
- ・ご利用日の当日午前 9 時までにご連絡戴いた場合 : 基本利用料
- ・ご利用日の当日午前 9 時までにご連絡がなかった場合 : サービス利用予定料

○利用期間中の中止

以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し、退所していただく場合があります。

- ・利用者が中途退所を希望した場合。
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合。
- ・利用中に体調が悪くなった場合。
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合。

上記の場合で、必要な場合は、ご家族または緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。また、料金は退所日までの日数を基準に計算します。

(5)その他

ご利用者が、サービス利用料金の支払を 90 日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 30 日以内に支払わない場合、または、やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は、90 日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがございます。また、ご利用者やご家族などが当施設および職員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただきます。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

7. 当施設のサービスの特徴等

(1)運営の方針

当施設は、(介護予防)短期入所生活介護計画に基づき、利用者の心身の特性をふまえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能維持(回復)並びに、利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目指します。事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連帯を図り総合的なサービスの提供に努めます。

(2)サービス利用に当たっての留意事項

- ・現金、高価な貴金属等はお持ちにならないようお願いします。
- ・医療機関への受診の付き添い、送迎はご家族でお願いします。
- ・外出等

外出等の際は、ご予約について担当職員までお申し出いただきます。

外出等の際の付き添い、送迎はご家族でお願いします。

- ・ショートステイご利用期間外のお荷物の保管は承れません。

(3) 医療機関受診について

- ・体調の変化や、不慮の事故によるケガ等が発生し、かかりつけ医等へ受診が必要になった場合は、当施設より家族へ連絡し、状態等について説明させていただきます。
- ・緊急時の救急搬送ケースを除き、原則として家族付添にて医療機関受診をして頂いておりますので、あらかじめご理解・ご協力をお願い致します。

(迅速な対応が困難な場合は、他に対応可能な方へ相談依頼をお願い致します。)

- ・ショートステイは、在宅サービスの一つであり日常生活上必要となる援助を提供するサービスです。医師の診断が必要とする事態が発生した場合は、医療機関へ受診して頂きます。

(4) 家族対応をお願いする理由

- ・利用者に医療的処置（緊急手術等）や入院等が必要となり、医師や医療機関より判断を求められた場合、家族でなければ判断ができないため。また、処方が出された際に薬の飲み合わせやアレルギーに関する情報が施設にないため。

8. 緊急時の対応方法

ご利用者に容態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

緊急連絡先		
1	氏 名	
	住 所	
	電話番号・携帯番号	
	続 柄	
2	氏 名	
	住 所	
	電話番号・携帯番号	
	続 柄	
3	氏 名	
	住 所	
	電話番号・携帯番号	
	続 柄	

主治医連絡先	
	病院または診療所名
	医師名
	住 所
	電話番号

9. 協力医療機関

医療機関の名称	社会福祉法人 浴光会 国分寺病院
院長名	高木 智匡
所在地	東京都国分寺市東恋ヶ窪 4-2-2
電話番号	042-322-0123

医療機関の名称	小山整形外科
院長名	小山 高明
所在地	東京都国分寺市東恋ヶ窪 2-36-10
電話番号	042-300-1414

10. 協力歯科医療機関

医療機関の名称	とくら歯科医院
医師名	上野 貢
所在地	東京都国分寺市戸倉 2-2-5
電話番号	042-321-8819

11. 協力精神科医

氏 名	藤田 英親
住 所	東京都国分寺市南町 2-1-48
電話番号	042-323-6464

12. 非常災害対策

当施設は、消火設備、非常放送設備等、災害、非常時に備えて必要な設備を設けるとともに、非常災害等に対して具体的な防災計画・避難計画等をたて、職員及びご利用者が参加する訓練を定期的の実施いたします。

13. 虐待の防止について

にしき苑は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。(責任者：施設長)
- (2) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (3) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。
- (4) 職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) 職員が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、職員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整理に努めます。

(6) 成年後見制度の利用を支援します。

(7) サービス提供中に、当該施設職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するとともに、早期対応については、市町村及び関係機関の協力も得て対応いたします。

14. 身体的拘束等について

にしき苑は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為は行いません。緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容について記録し、5年間保存します。

15. 衛生管理等について

(1) 短期入所生活介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。

(2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

(3) 施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

① 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を月1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底しています。

② 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

③ 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の予防のための訓練を定期的の実施します

④ ①から③までのほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

16. 業務継続計画（BCP）策定等につて

(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

17. ハラスメント防止のための取り組み

にしき苑は、適切な介護サービスの提供を確保する観点から、職場内において職員に対する以下のハラスメントの防止の為に必要な措置を講じます。

ここでいうハラスメントとは、行為者を限定せず優越的な地位または関係を用いり、拒否、回避が困難な状況下で下記（１）から（３）のいずれかの行為に該当するものとしします。

- ① 身体的な力を使って危害を及ぼす行為（回避して危害を免れた場合も含む）
（パワー・ハラスメント、カスタマー・ハラスメント、他）
- ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり貶めたりする行為
（パワー・ハラスメント、カスタマー・ハラスメント、他）
- ③ 意に沿わない性的な誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ
（セクシャル・ハラスメント）

18. サービス内容に関する相談・苦情

* ご利用者相談・苦情担当

担当 生活相談員 電話 042-327-2225

* 区市町村

当施設以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

区市町村名 国分寺市

担当 福祉部 高齢福祉課 電話 042-321-1301 FAX 042-320-1180

* その他

東京都国民健康保険団体連合会

担当 介護相談窓口 電話 03-623-0177

受付時間 午前 9 時～午後 5 時まで（土・日・祝日を除く）

19. 法人及び にしき苑事業所の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 普門会
代表者役職・氏名	理事長 鈴木 亮一
法人所在地	東京都国分寺市東恋ヶ窪二丁目 22 番地 38
連絡先	電話 042-327-2225 FAX 042-328-3908
ホームページアドレス	http://www.nishiki-en.com

普門会 各事業所の事業

にしき苑 特別養護老人ホーム（多床室 70 床・ユニット棟 20 床）
短期入所（介護予防含む）〈併設型〉 5 床
短期入所（空きベッド型）5 床
通所介護（介護予防含む）〈デイサービス〉
訪問介護（介護予防含む）〈ヘルパーステーション〉
居宅介護支援センター

令和 年 月 日

（介護予防）短期入所生活介護ご利用にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基
づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 東京都国分寺市東恋ヶ窪二丁目 22 番地 38

施設名 社会福祉法人 普門会

代表者名 理事長 鈴木 亮一 印

説明者名 生活相談員 _____ 印

私は、契約書および本書面により、施設から（介護予防）短期入所生活介護についての重
要事項の説明を受けました。

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

（代理人） 住 所 _____

氏 名 _____ 印（利用者本人との関係 _____）

社会福祉法人 普門会
にしき苑 殿

個人情報に関する同意書

社会福祉法人 普門会 にしき苑において、業務上知り得た私 並びに私の家族の個人情報を、サービス担当者会議の開催時及び関係サービス事業者との連携を図るなど、正当な理由がある場合にはその情報を用いることに同意致します。

令和 年 月 日

ご利用者 住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

電話番号 _____

ご 家 族 住 所 _____

氏 名 _____ ⑩（続柄 _____）

電話番号 _____